

上山市キャッシュレス決済ポイント還元事業委託業務公募型プロポーザル募集要項

1 業務の概要

(1) 業務名称

上山市キャッシュレス決済ポイント還元事業委託業務

(2) 業務目的

上山市キャッシュレス決済ポイント還元事業は、キャッシュレス決済への移行促進を行うとともに、原材料費・電気料金・燃料費等の高騰を受け低迷する市内経済、特に中小企業及び小規模企業者社に対する消費喚起を目的とします。

(3) 業務内容

上山市キャッシュレス決済ポイント還元事業委託業務仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年2月27日（金）まで

(5) 実施場所

上山市内

(6) 提案限度額

136,000,000円を上限とし、ポイント付与原資については114,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）以上とします。

※事務費等は、提案限度額から付与原資を除いた額の範囲内とします。

※キャンペーンの実績により提案限度額を超える見込みの場合は、事前に市と協議することとします。

※受託者が本業務を執行するにあたり必要となる一切の費用を含み、市は契約金額以外の費用を負担しません。

(7) 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

提案書、見積金額、プレゼンテーション及びヒアリングを審査し、評価を行います。

(8) 発注者及び提案募集事務局

ア 発注者

上山市長 山本 幸靖

イ 事務局

〒999-3192

上山市河崎一丁目1番10号

上山市商工課商工振興係

電話：023-672-1111（内線 182、184）

メールアドレス：syokousinkou@city.kaminoyama.yamagata.jp

2 参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「提案事業者」という。）は、次に掲げるすべての条件を満たす者としてします。

- （１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- （２） 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を本市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- （３） 上山市競争入札参加資格者名簿に登録されている者、又は、契約締結日までに当市の承認を得て登録が可能であること。
- （４） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団又はその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- （５） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- （６） 法人格を有する団体であって、本業務において、十分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること。また、本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。

3 スケジュール及び提案募集の手続き

（１） スケジュール概要

項番	手続内容	期間・期限等
1	募集要項等の公表	令和 7 年 7 月 1 日（火）
2	質疑書の提出	令和 7 年 7 月 1 日（火）から令和 7 年 7 月 10 日（木） 午後 4 時 30 分まで（必着）
3	質疑書の回答	令和 7 年 7 月 11 日（金） ※上山市ホームページで公表
4	参加表明書の受付及び第 1 次審査（書面審査）	令和 7 年 7 月 1 日（火）から令和 7 年 7 月 15 日（火）

		午後４時３０分まで（必着）
5	参加資格通知	令和７年７月１６日（水）
6	提案書等の提出	令和７年７月１６日（水）から令和 7年7月28日（月） 午後４時３０分まで（必着）
7	第２次審査 （プレゼンテーション及びヒアリ ング）	令和７年８月１日（金）【予定】
8	審査結果の通知	令和７年８月４日（月）【予定】
9	契約締結	令和７年８月５日（火）【予定】

（２） 募集要項等の配布

ア 配布期間

令和７年７月１日（火）から令和７年７月１５日（火）午後４時３０分
まで

イ 配布方法

募集要項等は、上山市ホームページに掲載します。

上山市ホームページ（「トップページ」→「募集」→「上山市キャッシュレス決済ポイント還元事業委託業務受託事業者の募集について」）からダウンロードして使用すること。

ウ 配布資料

- （ア） 本業務公募型プロポーザル募集要項
- （イ） 本業務仕様書
- （ウ） 本業務公募型プロポーザル評価基準
- （エ） 本業務関係様式

（３） 質問の受付及び回答

本業務の公募型プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、次のとおり提出してください。

ア 提出書類

質疑書（様式６）

イ 提出期間

令和７年７月１日（火）から令和７年７月１０日（木）午後４時３０分
まで（必着）

ウ 提出場所

提案募集事務局 １（８）イ参照

エ 提出方法

持参又は電子メール

(ア) 持参の場合
午前9時から午後4時30分まで(土曜日・日曜日・祝日を除く。)

(イ) 電子メールの場合
件名は「上山市キャッシュレス決済ポイント還元事業委託業務に関する質問(提案事業者名)」としてください。
メールアドレス: syoukousinkou@city.kaminoyama.yamagata.jp
※受信確認のため、送信後、市役所の業務時間内(午前9時から午後4時30分まで。土・日・祝日は除く。)に電話連絡を入れてください。

オ 質問への回答

令和7年7月11日(金)までに上山市ホームページで回答を公表します。

カ 注意事項

- (ア) 電話・来訪等による質問には応じません。
- (イ) 公表する内容は、質問とその回答のみとし、質問者等の名称は公表しません。
- (ウ) 類似又は同趣旨の質問に対しては、一括して回答します。
- (エ) 上山市からの質問に対する回答の公表をもって、本募集要項の補完、追加又は修正とします。
- (オ) 意見表明と解されるものや質問内容が不明確なものには回答しないことがあります。

(4) 参加表明書及び第1次審査に係る提出書類

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書(様式1)
- (イ) 会社概要書(様式2)
必要書類: パンフレット等
- (ウ) 類似業務実績書(様式3)及び契約書の写し等履行実績を証する書類
- (エ) 財務諸表(貸借対照表、損益計算書)(写し可)
提出日より前に確定した直近の1事業年度分を提出。ただし、債務超過となっていないことが条件。

イ 提出期間

令和7年7月1日(火)から令和7年7月15日(火)午後4時30分まで(必着)

ウ 提出場所

提案募集事務局 1(8)イ参照

エ 提出部数

提出書類は、原本1部とその写し1部を作成し、アの順番で、左上をホッチキス止めして持参又は郵送で提出してください。また、電子データ（PDF）の提出も電子メール等をお願いします。

オ 提出方法

持参又は郵送及び電子メール

(ア) 持参の場合

午前9時から午後4時30分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

(イ) 郵送の場合

令和7年7月15日（火）午後4時30分まで（必着）

※封筒の表に「参加表明書等在中」と朱書きした上で、書留等の配達した記録が残る方法としてください。

(ウ) 電子メールの場合

件名は「上山市キャッシュレス決済ポイント還元事業委託業務に関する参加表明書及び第1次審査に係る提出書類（提案事業者名）」としてください。

メールアドレス：syokousinkou@city.kaminoyama.yamagata.jp

※受信確認のため、送信後、市役所の業務時間内（午前9時から午後4時30分まで。土・日・祝日は除く。）に電話連絡を入れてください。

(5) 参加資格通知

第1次審査（書面審査）の参加資格審査結果は、令和7年7月16日（水）までに電子メールにより通知し、同日付で通知書を送付します。

(6) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）に係る提出書類

第1次審査（書面審査）の有資格者は、本業務仕様書等の内容を踏まえ、提案書等を作成し提出してください。

ア 提出書類

(ア) 提案書（様式4）

(イ) 企画書（様式自由）※片面換算で30ページ以内

(ウ) 見積書（様式5）及び内訳書

(エ) 業務実施体制・スケジュール（様式自由）

※上記（イ）、（ウ）の作成については、別紙「提案書等の作成について」を参照すること。

イ 提出期間

令和7年7月16日（水）から令和7年7月28日（月）午後4時30分まで（必着）

ウ 提出場所

提案募集事務局 1（8）イ参照

エ 提出部数

提出書類は、原本 1 部とその写し 6 部を作成し、アの順番で、左上をホッチキス止めして持参又は郵送で提出してください。また、電子データ（PDF）の提出も電子メール等をお願いします。

オ 提出方法

持参又は郵送及び電子メール

（ア） 持参の場合

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

（イ） 郵送の場合

令和 7 年 7 月 28 日（月）午後 4 時 30 分まで（必着）

※封筒の表に「提案書等在中」と朱書きした上で、書留等の配達した記録が残る方法としてください。

（ウ） 電子メールの場合

件名は「上山市キャッシュレス決済ポイント還元事業委託業務に関する第 2 次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）に係る提出書類（提案事業者名）」としてください。

メールアドレス：syokousinkou@city.kaminoyama.yamagata.jp

※受信確認のため、送信後、市役所の業務時間内（午前 9 時から午後 4 時 30 分まで。土・日・祝日は除く。）に電話連絡を入れてください。

カ 提案書等に関する留意事項

（ア） 本業務仕様書の内容を踏まえ、業務目的達成のため必要な事項を記載してください。

（イ） 本業務公募型プロポーザル審査基準に留意して記載してください。

（ウ） 企画提案した事項については、全て見積金額の範囲内で実施することとしてください。

（エ） 用紙の規格は A4 判、両面印刷、横書きとします。イメージ図、表等を入れても良いこととします。なお、A3 判の使用はやむを得ない場合のみに限ることとし、その場合は片面、横折込みとします。A3 判を使用する場合は、A4 判 2 ページ分と換算します。

（オ） 文字サイズは 12 ポイント以上とします。

（カ） 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

（キ） 写し 6 部は、会社名、ロゴマーク等事業者を特定できる箇所は記

名しないかマスキング処理等を行い、作成者が誰であるか分かる表示は、一切しないでください。

(ク) 提案書類提出後の修正、差し替えは認めません。

(ケ) 提出された書類は一切返却しません。

(7) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）概要

提案内容の説明を受けるため、「上山市キャッシュレス決済ポイント還元事業委託業務プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）で、提案書等の内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施します。

ア 実施予定日

令和7年8月1日（金）※詳細は別途通知

イ 時間配分

提案事業者ごとに提案書等の内容説明と委員会の委員からの質疑への回答等、40分程度（プレゼンテーション25分、ヒアリング15分）

ウ プレゼンテーションの実施にあたっての注意事項

(ア) 必ず、本業務に実際に従事する者がプレゼンテーションを行ってください。

(イ) 提出資料に関しては、パワーポイントの利用は可とします。

(ウ) プレゼンテーションの実施にあたり、スクリーン及びプロジェクタについては準備しますが、その他必要な機材（パソコン等）については持参してください。

(エ) プレゼンテーションの出席は3名までとします。

(オ) 会社名を特定できるようなバッジ等は身に着けないでください。

(カ) 新たな資料の提出は不可とし、提出した提案に基づき説明してください。

(8) 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、その者の提案は無効とします。

ア 所定の日時及び場所に提出書類を提出しない場合。

イ 他の提案事業者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。

ウ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者、又はなした者が提案した場合。

エ 契約候補者決定までの間に、参加資格の要件を満たさなくなった場合。

オ 本業務のプロポーザルに参加する者又はしようとする者が、事業者募集開始日以降に本市の選定委員会委員及び提案募集事務局員に直接・間接を問わず故意に接触を求めた場合。

- カ 提出された提案書等の記載内容に虚偽があると認めた場合。
- キ 公平な審査に影響がある行為を行ったと認めた場合。
- ク 事業者選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合。
- ケ その他、本市が指示した事項及び提案に関する条件に違反した場合。

(9) 提案辞退

辞退する場合は、速やかに「辞退届」(様式7)に記載し、事前に電話連絡をした上で提案募集事務局に令和7年7月28日(木)午後4時30分までに持参又は郵送(必着)で提出してください。

なお、辞退した者は、これを理由として、不利益な扱いは受けないものとします。

4 審査及び結果通知

委員会において、別表「上山市キャッシュレス決済ポイント還元事業委託業務公募型プロポーザル評価基準」に基づき提案された内容について審査し、契約候補者と契約候補次点者を選定します。

なお、応募が1事業者であっても審査し、契約候補者としての適否を判断します。

(1) 審査方法及び留意事項

ア 第1次審査は、参加表明書等が、本募集要項「2 参加資格要件」に定める要件に該当するか、書面による審査を行います。

イ 第2次審査において、各委員による評価点の合計の平均点が、配点合計の6割を超えない場合は失格とします。

ウ 第2次審査は、委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングを行います。各委員の評価点による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を上位とし、最優秀提案事業者及び契約候補次点者を決定します。

エ 第1次審査、第2次審査ともに、評価、採点に関する異議は受け付けません。

オ 審査項目及び配点等は、本業務公募型プロポーザル評価基準のとおりです。

提出書類が所定の形式に適合しない場合は、減点の対象となる場合があります。

カ 見積金額が1(6)提案限度額を上回った場合は失格とする。

(2) 第1次審査(書面審査)結果通知

審査の結果は、令和7年7月16日（水）までに次に掲げる事項を記載した審査結果を、電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行います。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格を有する旨、及び提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由

(3) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）結果通知

審査の結果は、最優秀提案事業者には「選定通知書」、契約候補次点者には「次点者通知書」、非選定者には「非選定通知書」により、その旨を通知します。

令和7年8月4日（月）までに、電子メールにて通知し、その後、書面による通知も行います。また、審査結果は上山市ホームページでも公表します。選定結果の問い合わせについては、一切応じません。

ただし、契約候補者として決定されなかった参加者は、その理由について電子メールでの通知日の翌日から起算して7日以内に提案募集事務局に説明を求めることができます。

質問様式は問いません。回答については個別に連絡します。

5 契約について

(1) 契約候補者と本業務執行について随意交渉を行い、契約事業者として委託契約を締結します。ただし、契約候補者との随意交渉が不調となった場合等は、次点者との随意交渉を行い、契約事業者として委託契約を締結します。

(2) 原則として契約締結時に提案内容を業務仕様とし採用することを想定していますが、詳細については本市と協議調整のうえ決定します。

6 その他

(1) 本業務プロポーザルに参加する者は、本募集要項、仕様書等を熟読し、それらを遵守してください。また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げるような他の提案事業者の迷惑になることを避けるほか、常に善良なる提案事業者としての態度を保持してください。

(2) 提案事業者は、契約候補者決定後において、本募集要項等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。

(3) 本業務プロポーザルに参加するために必要な費用は、提案事業者の負担

とします。

- (4) 提出書類の著作権は、提案事業者に帰属します。ただし、本市が本業務のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案事業者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で利用できるものとします。提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、上山市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあります。
- (5) 本募集要項に定めるもののほか、必要な事項については提案募集事務局が定めます。
- (6) 業務の円滑な遂行にあたり市と密に連絡調整を行い、協議内容については受託者において記録してください。